

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 雇用対策室 )

**要請事項 ( . 雇用・労働・中小企業政策 1 )**

2011年3月の新規学卒予定者の就職内定率は、高卒は前年を上回ったものの、大卒は過去最低水準であり、新規学卒者・若年者を取り巻く雇用状況は深刻である。将来の日本社会を支える人材確保の観点からも、引き続き、新規学卒者・若年者に対する就職支援対策の強化に努めること。

**( 現状及び対応 )**

雇用の安定と公正労働条件の確保ということで、特に、新規学卒者、若年者に対する就職支援対策の強化に努めているところであるが、県においても、東日本大震災やこのところの円高による企業の採用意欲への影響を懸念しており、7月には経済5団体に対し、知事・教育長・愛媛労働局長の3者で新規学卒者の採用枠の拡大を要請し、8月には県内企業、従業員30人以上規模、約2,000社ほどに対して文章で要請するなど、関係機関と連携した就職支援に取り組んでいるところである。

こうした中で、県ではジョブカフェ愛 work において、新規学卒者等を対象にした専任のキャリアコンサルタントによる就職相談やスキルアップセミナーを実施するとともに、基金を活用して、未就職卒業者や若年求職者を対象に、OFF-JT と企業に派遣して職場実習を行う OJT を組み合わせた実践的な研修を行い、最終的には派遣先企業への正規雇用をめざす就職実施事業を実施している。また、就職活動における情報不足とか、モチベーション低下を防ぐために、ネットワーク上で仲間づくりやセミナー等の情報提供、フィールドワーク中心の営業実践的研修による若者の人材育成に取り組むとともに、7月には県内中小企業の魅力を発信する WEB システムの運用を開始し、これを核として、若者との出会いや交流の場を提供することで、若者と中小企業とのマッチングを図っている。

これらの支援策が実行あるものとなるように、労働局等関係機関と連携を図りながら、効率的な事業運営に努めてまいりたいと考えている。

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 総務管理課、土木管理課 )

要請事項 ( . 雇用・労働・中小企業政策 2 )

ディーセント・ワークの実現のための公契約基本法、公契約条例の制定等をはかるとともに公共工事における入札制度を改革すること。

( 現状及び対応 )

1 . 県庁の本庁舎における清掃や警備、エレベーター等の機器の補修等の維持管理については、業務委託を行っている。業務の発注に際しては、労働条件確認を入念に図るという見地から、契約書に「法令等の遵守」という規定を置き、労働基準法、職業安定法それから、最低賃金法等の具体的な法令を挙げてこれを遵守するように明記するなど、現行制度の下での労働基準の確保に努めているところである。また一方で、低入札価格調査制度を導入し、低入札の抑制を図っているところである。

今年度の低入札価格調査制度については、調査基準価格を 6/10 から 8 と若干引き上げ、契約内容に適合した適正な金額による履行の確保に努めているところである。( 総務管理課 )

2 . 県で発注工事にあたって、気をつけていることが 2 点ある。1 点は、できるだけ県内業者で可能なものは県内の業者で発注する。県内業者の受注が増えれば、そこで働く労働者についても、雇用環境が改善されるということがある。

2 点目は、県発注工事に従事する労働者の賃金にしわ寄せを起こさないよ  
うにということの一つの目的とし、低入札防止措置を図っている。内容的には、低入札価格調査制度、最低制限価格制度を導入して、低入札の抑制を図っているところである。それから低入札を繰り返す業者に対しては、県の入札から 3 ヶ月から 6 ヶ月の範囲であるが、一定期間入札から排除するという措置も行っている。今年 4 月からは、総合評価制度という価格だけではなく、技術力を加味した入札制度であるが、その対象工事の範囲を昨年度までは、3 0 0 0 万以上ということにしていたが、これは 8 0 0 万以上に拡大した。こういうことにより入札価格が上がっていくということである。

その他には、入札参加資格における建設業者の格付けにおいて、企業の労

働福祉の取り組みとして、厚生年金基金への加入、育児休業制度の制定及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定などを建設業者の格付けにおいて評価するという措置を取っている。

あわせて、建設業者の指導も立ち入り調査等を実施しており、そういった機会もとらえて、適正な雇用や不適正な取引の是正指導に努めているところである。間接的な措置ではあるが、できる範囲で労働福祉環境の充実に努めているところである。(土木管理課)

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 雇用対策室 )

**要請事項 ( . 雇用・労働・中小企業政策 3 )**

愛媛県内で実施された「ふるさと雇用再生事業」および「緊急雇用創出事業」は、雇用・就労の機会を創出するうえで一定の役割を果たしてきたと判断する。引き続き厳しい県内の雇用環境の中で、愛媛県として事業の継続に向けての予算措置を講ずること。

**( 現状及び対応 )**

特に国の緊急雇用対策による基金事業に関して、「ふるさと雇用再生事業」と「緊急雇用創出事業」これは、県市町分を含めて、これまでに1万1千人を超える雇用創出を図ってきた。現在のところ、「ふるさと雇用再生事業」については、23年度で終了するが、「緊急雇用創出事業」については、昨今の雇用環境や雇用失業情勢をふまえ、厚生労働省が平成24年度まで完全延長するという改正に伴い、来年度も事業継続となっている。

このため県は、「ふるさと雇用再生事業」については、正社員となった場合には一時金制度があるが、この周知徹底等により、雇用者の継続的な雇用の促進に努め、また「緊急雇用創出事業」については、平成24年度も含めて、計画的・効果的な重点分野の雇用創出に取り組みたいと考えている。

また、全国知事会は、国に対して、緊急雇用創出事業の交付金の追加交付を緊急要請したところである。一方、厚生労働省は、第3次補正で2000億円の基金積み増しを要請しているが、3次補正が要求どおり成立し、本県にも追加交付があれば、平成24年度にかけて適切かつ有効に活用し、される雇用創出に結び付けたいと考えている。

要請事項 ( . 雇用・労働・中小企業政策 4 )

「就労をして安定的な自立生活を送れることをめざして、障害要因となっている生活および就労に関する問題解決をはかるための、『相談と各種支援策のコーディネート』を行う」パーソナル・サポート・サービス事業について、愛媛県でも事業の実施に向けて検討を進めること。

( 現状及び対応 )

パーソナル・サポート・サービス事業について、現在は、当該事業の制度化に向けた課題を検討するために、モデル事業として、全国 19 箇所で実施されている。これまでの国の動向を見ると、今年 8 月に特命チームがモデル事業の対象者を拡大する旨の提言をし、今後、国のパーソナルサポート検討委員会が、具体的なモデルプロジェクトの継続発展のあり方について、論議をしていくことになっている。

この特命チームの提言内容は、現在のモデル・プロジェクトは就労につながる者を対象としているが、今回の震災をふまえて、すぐに就労につなげることが適当でない者も、幅広く対象とした事業として発展させていき、これらの取り組みに向けた制度化を進めていくという内容である。

県においても、国の動向を注視し、内容を拡充されるモデル事業の成果とか、本県の雇用状況その他をふまえて、労働局等関係機関の意見も参考にし、実施について適切な判断をしていきたいと考えている。

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 私学文書課、義務教育課、保健体育課 )

**要請事項 ( . 教育政策 1 )**

教育予算を増額し、公的な教育支援制度の充実を通じた家計負担の軽減をはかること。また、教育の機会均等び資する実効性のある運用が行われるよう、制度の周知徹底に向けた啓発・広報活動、成果と課題を把握するための体制整備を行うこと。

**( 現状及び対応 )**

1 . 現在も少子化の傾向は続いており、さらに平成 2 2 年度からの高校授業料無償化で、県立高校の授業料が無償化された反面、就学支援金の助成を受ける私立学校においては、授業料負担が一部残るという状況になっている。そういったことで、私立学校の経営状況は依然として厳しく、せれに伴う保護者負担の増加が懸念されている。

このため、本県の財政は依然として厳しい状況にはあるが、平成 2 3 年度の当初予算においては、私立学校運営費補助単価を国の標準単価と同様に増額したところであり、今後とも財政状況を勘案しつつ可能な限りの支援を図っていききたい。

なお、高校授業料無償化に伴う就学支援金の創設に伴い、平成 2 2 年度から私立高校に係る、県がそれまで実施していた授業料減免事業の対象を従来の市町村民税非課税世帯の世帯から、年収 3 5 0 万円未満程度の世帯まで拡大するとともに、県内私立高校の授業料の平均額と就学支援金の差額を助成することとしたところである。これによって、低所得世帯の私立高校生に対する授業料の無償化を図ったところである。

また、就学支援金制度については、説明会の実施や随時文章周知を行うなど、制度周知を図ってきたところであるが、制度の開始から 1 年が経過した今年度については、全対象校の立ち入り調査を行うなど、状況の把握や事務処理の適正化に努めているところである。( 私学文書課 )

2 経済的理由により就学困難など認められる児童または生徒の保護者に対しては、市町が実施する就学援助事業で、ノート、筆記用具、副読本、ワークブック等の学用品費、通学用靴や雨傘等の通学用品費、修学旅行等の必要経費、給食費等を援助することにより、負担軽減が図られているところである。  
( 義務教育課、保健体育課 )

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 義務教育課、高校教育課 )

**要請事項 ( . 教育政策 2 - ( 1 ) )**

子どもの成長段階に応じて、働くことの意義、働く者の権利・義務、ワーク・ライフ・バランスや、労働組合の必要性等、「労働の尊厳」を深く理解し、勤労観・職業観を養うための系統的な労働教育を行うこと。

**( 現状及び対応 )**

1 . フリーターやニートの増加、就職後の早期離職などが社会問題となっている中、学校教育においては、家庭や地域、関係諸機関との連携のもと、将来自立した社会人、職業人として必要な資質や能力を育むため、平成 22 年 1 月に国が作成・配布した「小学校キャリア教育の手引き」を活用するなど、小学校段階からキャリア教育を重視し、推進しているところである。

キャリア教育を推進していくに当たっては、体験を通して学ぶことが大切であり、小学校においては、米や野菜などの栽培を行う勤労生産体験や、地場産業をはじめとする職場見学を、また、中学校においては、職場体験学習を、地域の人々や地元の企業、商店等の協力を得て実施したり、職業人等を招いて働くことの意義等を学ぶ講演会を行ったりしている。

また、義務教育課では、学校力アップ研究実践事業において、「未来を拓くキャリア教育」をテーマに、小学校 2 校、中学校 1 校を研究指定校として実践研究を進めており、今後、それらの成果を公表し、子ども、学校、地域の実態を踏まえたキャリア教育の充実を図ることとしている。

義務教育段階においては、勤労観、職業観を幅広く身につけさせることが大切であり、これを踏まえて高等学校からは専門的な職業教育が推進されている。今後とも、児童生徒の発達段階や地域の実態に応じ、職場見学や職場体験、インターンシップなどの体験活動を重視した系統的なキャリア教育が展開されるよう各学校を支援してまいりたい。( 義務教育課 )

2 . 平成 22 年度から先行実施された、新しい学習指導要綱の総則では、「生徒が自己のあり方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること」と明示されており、本県では、インターンシップ等の体験活動を取り入れたキャリア教育を、総合的な学習の時間等の教育課程

の中に位置付け、推進しているところである。

雇用や労働問題に関する教育については、県立高校では、学習指導要綱に則り、公民科の科目である「現代社会」において、雇用や労働問題、「政治経済」において、雇用と労働を巡る問題等の事業の中で、労働に関わる基本的な知識を生徒に習得させたいと、雇用のあり方や労働問題について国民福祉の観点から考えさせるなどの、指導を行っているところである。

労福協の出前講座の活用も含め、今後とも、高校生職業人育成推進事業を通じて、生徒の発達段階に応じたインターンシップ等多様な体験活動の機会を充実するとともに、労働問題等に関する指導も充実させ、生徒の勤労観、職業観を養うための組織的・系統的なキャリア教育を推進してまいりたい。  
**(高校教育課)**



[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 生涯学習課 )

**要請事項 ( . 教育政策 2 - ( 2 ) )**

参政権や生存権、社会のマナーやルール、社会保障と税や、環境、食、農業、資源・エネルギー、ICT、消費行動等、自立した社会人として必要な知識・意識を身につけるための社会教育を充実すること。

**( 現状及び対応 )**

県教委においては、生涯学習センター、総合科学博物館、歴史文化博物館において、実社会における必要な知識や、技術の習得を目的とした生涯学習講座を開設し、法律、経済、環境、くらしの安全安心といった多様な分野の講座を開催している。また、県内の社会教育関係団体、県PTA連合会、県高等学校PTA連合会、県連合婦人会、県公民館連合会等の各団体に委託をして、家庭教育や地域づくりのほか、防災やICTなど様々な現代的課題等に関する研修会を実施している。

今後とも、社会の変化や県民のニーズの的確な把握に努め、生涯学習講座等の一層の充実を図るとともに、社会教育を行う団体等と連携・協力しながら、自立した社会人として必要な知識・意識を身につけるための学習機会の充実に努めてまいりたい。

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 医療対策課 )

**要請事項 ( . 福祉・社会保障政策 1 - ( 1 ) )**

「地域(保健)医療計画」について、救急や産科、小児科等急性期医療、高齢化の進行を踏まえた在宅医療・訪問看護などの提供体制、医療圏の設定、医師や看護職等の配置などの観点から検証を行い、2013年度から始まる新たな計画に反映させること。

**( 現状及び対応 )**

現在、愛媛県地域保健医療計画は、平成19年度末に現在第5次計画ということで、平成20年から平成24年度まで、本県の医療体制の確保として、策定をしている。この医療計画は、医療法第30条の4により、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、地域の実情も踏まえながら、県が策定することになっており、現行計画では4疾病5事業に係る医療連帯体制、居宅等における医療の確保、医師・看護師等の医療従事者の確保、医療圏の設定などを定めている。

医療改革制度の見直しについては、現在、厚生労働省に設置された「医療計画の見直し等に関する検討会」が中心となって、平成25年度から開始される都道府県の次期医療計画作成の指針づくりが進められており、平成23年度中に、医療計画を作成するにあたっての指針等が都道府県に提示されることとなっている。

この指針提示を受けて、平成24年度に、都道府県ごとに新しい医療計画を策定し、平成25年度から実施される予定となっており、今後、国における指針の検討状況を注視しながら、対策を検討してまいりたい。なお、本県では、現在次期の医療計画策定に向けての、入院患者の実態調査など必要なデータの収集・分析を今年度行っているところである。

要請事項 ( . 福祉・社会保障政策 1 - ( 2 ) )

ひっ迫している医療現場での安全確保をはかるために、夜勤交代制労働における引き継ぎ時間の十分な確保、労働法令の遵守、院内保育所の整備などワーク・ライフ・バランスを尊重した職場環境の改善、潜在看護師の活用に向けた研修制度の充実、労働環境の改善のための医療機関に対する財政上の措置などをすすめ、第7次看護職員需給見通しの達成に取り組むこと。

( 現状及び対応 )

看護職員の確保を図るためには、ワーク・ライフ・バランスを尊重した、働き続けられる勤務環境の整備が重要である。勤務環境の整備を図ることは、病院等の開設者にとって、重要な責務であることから、医療監視等あらゆる機会をとらえて、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づいた基本的な指針を明記されている。複数を主とした月8回以内の夜勤、週40時間労働者等の推進など、勤務環境の整備を図るよう、病院等の開設者に引き続き要請している。

また、看護師等が、健康で安心して働ける環境を整備し、「雇用の質」を高めていくことが課題となっていることから、今年度から、労働基準局が事務局となって、医師会、看護協会等と現状を共有し、地域における勤務環境の改善について、推進体制の構築を図るための、検討を進めていくこととしている。

看護師等の免許所持者で未就業者である、潜在看護職員に対する再就労支援として、愛媛県看護協会に委託してナースセンター事業を行っている。同事業では、潜在看護職員を効率的に把握すると同時に、求人者及び求職者に対して、再就職に関する助言・指導を行い、就業につなげるナースバンク事業を行っており、平成22年度は、472名から相談があり、199名の再就労者につながった。また、潜在看護師講習会を実施し、職場復帰を容易にするための支援を行っているところであるが、今年度から地域医療再生基金を活用して、さらなるナースセンター事業の強化を図り、ナースセンターの周知及び潜在看護師実務研修等を充実させ、潜在看護職員の就労支援に取り組むこととしている。

今後も引き続き、離職の防止、職場定着支援対策に取り組み、さらに手厚い看護体制の充実を図っていくこととしている。

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 国民健康保険室 )

**要請事項 ( . 福祉・社会保障政策 1 - ( 3 ) )**

保険診療を受けた際に医療機関から患者に発行される診療「明細書」の無料発行の完全普及、「明細書」発行条件に関する適切な院内掲示の徹底をはかること。また、医療の透明化や医療費の効率化に資するレセプトの電子請求がすべての保険医療機関で実施させるよう、審査支払機関と連携をはかり、その環境整備を進めること。

**( 現状及び対応 )**

診療明細書の発行については、医療の効率化等の観点から導入されたレセプトの電子請求の義務化と連動しているところである。

レセプトの電子請求については、当初、本年5月までにすべての保険医療機関等で義務化されることとなっていたが、高齢の医師など電子請求に対応困難な事例が多数あることが判明し、地域医療の維持・確保という観点から、手書きでの請求を行っている場合や、常勤の医師等はすべて65歳以上の場合は、その業務を免除するという例外規定や猶予期間が設けられており、現在のところ、一部においてレセプトの電子請求が実施されていない状況にある。

また、診療明細書については、平成22年4月から、レセプトの電子請求が義務付けられた保険医療機関等においては、正当な理由がない限り無償で発行しなければならないとされたが、例外規定に該当する保険医療機関等については、発行の有無や発行の費用等を院内に掲示することとされた。

県としては、レセプトの電子請求については、すべての保険医療機関等で実施することは困難であると考えているが、明細書発行に関する措置については、今後とも四国厚生支局と県が共同で実施する保険医療機関等に対する指導等を通じて、その取扱いが徹底されるように図っていきたい。

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 長寿介護課 )

要請事項 ( . 福祉・社会保障政策 2 - ( 1 ) - )

2009年度介護報酬改定および介護労働者処遇改善交付金の趣旨を生かし、介護労働者の処遇を改善するとともに、介護を必要とする人が誰でも適切な介護サービスを受けられるよう、以下の取り組みを進めること。

介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実させるため、事業主・研修受講者への支援や助成を周知・拡充すること。

( 現状及び対応 )

高齢者の尊厳を保持したケアをい確立するためには、介護に従事する職員の質の向上は重要と認識しており、県は、介護職員等を対象とした各種研修の実施に取り組んでいる。

具体的には、県在宅介護研修センターにおいて、住民参加による地域ケア体制の確立を図るために、介護家族、介護ボランティアや施設職員に対する介護知識・技術の研修を実施しているほか、県社会福祉協議会に委託して、認知症高齢者の介護に関する実践的研修、訪問介護員の資質向上や指導者の育成を図る研修を実施している。

なお、研修の多くは県の委託による実施で、比較的低額で受講できる研修となっており、休日開催や複数開催など、受講機会を確保するとともに、県HPや広報誌でその周辺に努めているところである。また、介護職員の質の向上に密接に関連する処遇については、その改善を図る事業者に対し、平成21年10月から介護職員処遇改善等臨時特例基金を適用させ、介護報酬に上乘せをし、処遇改善交付金を交付しているところである。

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 長寿介護課 )

要請事項 ( . 福祉・社会保障政策 2 - ( 1 ) - )

2009年度介護報酬改定および介護労働者処遇改善交付金の趣旨を生かし、介護労働者の処遇を改善するとともに、介護を必要とする人が誰でも適切な介護サービスを受けられるよう、以下の取り組みを進めること。

介護労働者の資格取得時、入職時、現任研修での感染症教育を充実させること。

( 現状及び対応 )

資格取得時の介護職員養成研修においては、「感染症の理解と予防」などの医学の基礎知識について修得するカリキュラムとなっているほか、在宅介護研修センターにおいて、専門職や一般県民を対象とした感染症対策に関する研修を随時実施しているところである。

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 障がい福祉課 )

要請事項 ( . 福祉・社会保障政策 2 - ( 2 ) - )

障がい者の自立支援と社会参画促進の観点から、利用者の実情におうじた障がい者支援サービス適切に提供すること。

障がい者福祉計画に基づき、地域における障がい福祉サービス基盤を整備し、移動支援等の地域生活支援事業も含め、必要なサービス量が確保されるよう、十分な財政措置を講ずること。

( 現状及び対応 )

県では、平成 22 年 3 月に策定した「第 2 期愛媛県障がい者福祉計画」に基づき、相談体制の整備・強化、障がい福祉サービス提供体制の充実、入所施設から地域生活への移行の促進、福祉施設から一般就労への移行の促進を基本方針として、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むのに必要な各種の事業を実施している。

そのうち、障がい福祉サービス提供体制の充実等については、障がい者自立支援対策臨時特例基金を活用するほか、県市町とも国の地域生活支援事業を活用して、サービス提供基盤の整備、拡充のため、積極的かつ総合的な施策を展開しているところである。

地域生活支援事業は、障がい者自立支援法に基づき、県の専門性の高い相談支援事業や広域的な事業を、市町は地域特性や利用者の状況に応じた相談支援や、日常生活用具給付、医療支援等のサービスを提供するものであり、障がい者の地域での自立を支援するために重要な事業である。

財源については、これまで国は、前年度の事業実績に応じて、各県・市町に配分しているため、補助金額は全国的にも必要な水準に至っておらず、県・市町とも財政負担は重くなっていることから、県では、従来から、国庫補助金枠の拡大、実績に見合った補助金交付金等を求めているところであるが、今後も、地域ニーズに応じた事業が十分かつ安定的に執行できるよう、あらゆる機会を捉え、必要な財源の確保を国に要望していきたい。

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 障害福祉課 )

要請事項 ( . 福祉・社会保障政策 2 - ( 2 ) - )

障がい者の自立支援と社会参画促進の観点から、利用者の実情におうじた障がい者支援サービス適切に提供すること。

障がい者本人の希望を尊重して作成されたサービス利用計画案に基づき支給決定が行われるよう、相談支援体制を確立すること。

( 現状及び対応 )

サービス利用計画は、利用者の申請に基づき、県の指定を受けた「指定相談支援始業者」が本人と相談して作成するものであることから、県では、本人中心の利用計画となるよう、相談支援従事者研修等を通じて事業者に配置されている相談支援専門員等の資質向上に努めているが、現行の制度では、計画の作成が市町の支給決定後であったり、対象が限定されていることから、支給決定に反映しづらい状況にある。

このことから、県では、障がい者自立支援法の改正を行い、平成 24 年 4 月からは、サービス利用計画作成対象者を大幅に拡大し、市町が支給決定を行う際に、あらかじめ相談支援事業者が作成する、サービス利用計画の案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うという、支給決定プロセスの見直しや支給決定後においても適切な相談支援サービスが提供されているかチェックするためのモニタリングを実施することとしている。

また、今回の改正では、自立支援協議会の法的根拠が明確化されたほか、市町の中核的な役割を担う、機関相談支援センターの設置や相談支援体系の見直しなどが行われたことから、市町と連携して、施行に向けて適切に準備を進め、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいきたいと考えている。



[別紙様式]

(担当課；危機管理課、消防防災安全課)

要請事項（ . 国土・住宅政策 1 - ( 1 ) - ）

地域防災機能を強化する観点から、以下の取り組みを進めること。  
自治会や消防団等の地域コミュニティを支援・強化し、地域防災力の向上をはかること。

(現状及び対応)

1 . 地域防災力の要となる自主防災組織は、自治会をベースに組織されているものが多く、平常時には防災知識の普及や啓発、防災訓練などを行い、災害時には初期消火活動、被災者の救出や避難誘導、避難所の役割を担っている。

自主防災組織の組織率は、平成 2 3 年 7 月 1 日現在、県平均で 8 9 . 1 % となっており、全国平均平成 2 2 年 4 月 1 日しか出ていないが、7 4 . 6 % を大きく上回っているものの、訓練実施率を見てみると、平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在が 5 4 . 3 % と 6 割を切るような状況である。必ずしも十分とは言えず、本来果たすべき役割が十分機能しているとは言えない組織も数多く存在しているのではないかとと思われる。この原因として、防災リーダーとなるべき人材が不足していることが指摘されている。

このため、県は、平成 1 8 年度から平成 2 1 年度の 3 年間、自主防災組織リーダー育成研修会を、また、平成 2 2 年度からはリーダー育成研修会を終了した方などを対象に「えひめ防災インストラクター」養成講習を開催し、さらに今年度からは平成 2 5 年度までの 3 年間に、防災に関する専門知識や技術を取得した、自主防災組織の核となるような防災士を 1, 5 0 0 人養成するというような計画をしており、人材育成に努めているところである。これら、人材育成を通じて自主防災組織の活性化をはかり、地域防災力の向上につなげていきたいと考えている。(危機管理課)

2 . 消防団員は、県内各市町が、火災や災害の発生状況等、地域の実情に応じて条例で定数を定め、その確保に努めているところである。平成 2 2 年の県内の消防団員は 2 0 , 9 0 9 人で、人口 1 万人あたり 1 4 5 . 6 1 人と全国 1 3 位、四国では 1 位となっており、全国的に見ても比較的充実しているが、過疎化や高齢化等の影響を受け、団員の減少傾向が続いている。

県としては、消防団員の憲章、国の補助制度の活用などの調整をはかって

いるほか、県の消防学校での消防団員の教育訓練や県主催の消防操法大会の開催などを通じて、消防団員の技能向上に努めている。また、市町消防と連携し、機能別消防団員制度、女性消防団員、消防団協力事業所の拡充や「消防団入団促進キャンペーン」を通じ、消防団員の充実に努めているところである。消防団員は地域に密着しており、予防や災害対応の諸道対応に重要な存在であることに、県としては引き続き各市町と連携し、消防団員の充実に取り組み、地域防災力の向上に努めたい。(消防防災安全課)

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 保健体育課、危機管理課、砂防課、農政課 )

**要請事項 ( . 国土・住宅政策 1 - ( 1 ) - )**

地域防災機能を強化する観点から、以下の取り組みを進めること。  
小中学校での教育や地域住民を対象とした防災訓練や勉強会を実施し、地域住民の防災意識の向上と危険地域の周知徹底をはかること。

**( 現状及び対応 )**

1 . 学校における防災教育については、家庭・地域と連携しながら、児童生徒ひとり一人が防災に関する能力を高めるために、効果的な避難訓練の実施や新しい学習指導要領に基づく、関連教科における安全教育の観点から指導を行っている。

今後は、要請も踏まえ、子どもたちが災害に対して、的確な思考・判断に基づく、適切な意思決定や行動選択をする知識・能力を身に着けられるよう指導して行く事はもとより、地域の防災関係機関とも連携・協力しながら、地域の実情に応じた防災教育の推進が図られるよう努めてまいりたい。( 保健体育課 )

2 . 県では昭和 4 8 年以来、毎年、市町・消防・警察・自衛隊等防災関係機関と合同で総合防災訓練を実施している。一方、各市町においても独自で防災訓練を実施しているところである。市町から県の訓練と市町の訓練の役割・目的の明確化などについて、見直しするよう要望があり、平成 2 1 年度に市町と一緒に訓練のあり方について検討を行ったところである。その結果、多くの市町が住民参加型の訓練に重点を置いて防災訓練を実施していることから、住民参加型の訓練は市町防災訓練に任せ、県総合防災訓練は、多くの防災関係機関の参加を得た相互連携に重点を置いた訓練を実施することとしたところである。なお、県の訓練においても、避難所開設訓練ということで、自主防災組織の参加を頂き、地域住民の訓練参加も促しているところである。

また、地域住民を対象とした勉強会については、県では、市町や民間団体からの要望があれば、危機管理課が県内に出向き、大規模災害への備えや自主防災活動の必要性などについて講演を行い、県民の防災意識の啓発については、非常に大事なことであるとして、危機管理課でも力を入れているところ

ろである。要望があれば、危機管理課防災係まで連絡をいただきたい。(危機管理課)

3. 県では、毎年6月1日から30日の1ヶ月間を「土砂災害防止月間」と定め、この期間中に関係機関等と連携して、土砂災害危険箇所のパトロールや防災訓練の実施、愛媛県砂防ボランティア協会と共同で砂防学習会を開催するなど、土砂災害に関する防災意識の普及啓発に取り組んでいる。

また、土砂災害の危険箇所を表示した「土砂災害危険箇所マップ」を平成9年度から作成し、地方局建設部、土木事務所及び市町の窓口での閲覧が可能となっているほか、公民館や集会所等の土砂災害表示板にも掲示している。また、平成16年3月からは、県のホームページでも公表している。(砂防課)

4. 農地にかんしては、県下571箇所の区域を「農地地すべり崩壊危険地」と診断しているが、そのうち、公共の利害に密接に関連する区域など187箇所について、「地すべり防止区域」として国の指定を受け、区域に係る標識を設置するなどして住民に周知している。

また、山地については、県下の5,010箇所を山地災害危険地区に指定して、地域防災計画へ登載するとともに、ホームページで広く県民へ情報を提供しているところである。

また、毎年6月を「防災対策強調月間」と定め、広報活動や防災パトロール等を通じて、危険地域の周知や避難意識の啓発などにも努めており、今後も引き続き市町と連携し、地域住民の防災意識の向上に努めることとしている。(農政課)

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 砂防課、河川課、港湾海岸課、危機管理課、農地整備課 )

要請事項 ( . 国土・住宅政策 1 - ( 1 ) - )

地域防災機能を強化する観点から、以下の取り組みを進めること。

ハザードマップの作成・公表、きめ細かな天気予報と地域住民への緊急情報システムを早急に確立すること。

( 現状及び対応 )

- 1 . 土砂災害ハザードマップについては、土砂災害防止法に基づいて、県が指定した土砂災害警戒区域を表示したものを市町が作成し、公表することとなっている。なお、土砂災害ハザードマップの作成については、県策定の社会資本整備総合交付金の整備計画に位置付け、市町が国から土砂災害ハザードマップの作成に係る財政的支援を受け、作成が促進されるよう配慮している。( 砂防課 )
- 2 . 洪水ハザードマップは、平成 1 7 年の水防法の改正に伴い、県が指定した浸水想定される水深を表示した図面に、市町が洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保をはかるために必要な事項を記載し、洪水ハザードマップを作成しているところである。今後は、浸水想定区域の指定できていない県内主要河川においても、資料の収集等の調査を行い、市町の要望に応じ作成に向けて必要な支援について配慮したい。( 河川課 )
- 3 . ハザードマップは、災害に対する住民意識の向上をはかるため、住民に災害の危険度・避難場所・避難経路等の情報提供を目的とし、市長が作成し公表している。先般の東日本大震災の巨大津波被害を受け、国の中央防災会議等では、津波想定や津波対策の基本方針を検討しているところであり、各市町では、この結果を踏まえ、津波ハザードマップの検証や見直しを行うこととなるが、県としても国の動向を見ながら、市長の要望に応じながら必要な支援について配慮したい。( 港湾海岸課 )
- 4 . ハザードマップ作成、公表については、市町が地域の災害危険箇所や避難所、避難経路を掲載した防災マップやハザードマップを作成して公表すると

ともに、地域住民に配布しているところである。この中で、今回の津波ハザードマップの作成・支援をするために、南予地方局において、平成21年度・平成22年度の2ヵ年で宇和海沿岸の自主防災組織(4市町1地区)を対象に、地域住民が主体となって、「津波ハザードマップ」を作成する事業をモデル的に実施するとともに、「津波ハザードマップ作成マニュアル」を作成して、関係機関に配布したほか、4地区の活動報告や「防災マップ作り」体験研修を作成するなど、管内市町の津波ハザードマップ作成促進に努めているところである。今後は市町の防災担当者が一同に介します、防災対策協議会を通じて、このマニュアルを広く県内市町に紹介し、波及させていきたいと考えている。

併せて、きめ細かな天気予報と地域住民への緊急情報システムを早急に確立することについては気象庁では、平成22年5月27日より、東中南予単位から市町村単位での気象警報・注意報の発表を開始している。また、従来の降水ナウキャストに加え竜巻発生確度ナウキャストや雷ナウキャストの発表を開始するなど、局地的な気象や急激な気象変化にも対応したきめ細かな天気予報の提供に取り組んでいる。

県では、これらの気象情報を含む緊急情報を広く県民へ迅速に提供するため、県ホームページにおいて、気象庁や国土交通省の関係サイトへリンク接続しているほか、平成22年12月1日より、県内市町別に最新の気象情報等を閲覧できる「防災速報Webページ」の開設や携帯電話等へ気象情報等をメール配信する「愛媛県防災メール」の運用を開始した。このメールを受信するためには配信先のアドレスを登録する必要があるが登録料は無料である。登録は愛媛県の防災メールの箇所から入り、入力することができるのでご活用願いたい。また、それ以外に県内市町に対しては、市町を単位としてエリア内の携帯電話に緊急情報を一斉にメール配信できるNTTドコモのエリアメールの早期導入を働きかけているところである。(危機管理課)

5. 各分野におけるハザードマップの作成・公表については、市町が事業実施しているところであるが、農地整備課では、今回の東日本大震災を契機に、県内の主要なため池が決壊した場合を想定し、非常時における県民の安全を確保するよう「ため池ハザードマップ」の作成を緊急的に支援することとし、9月補正予算に計上したところである。

決壊した場合に甚大な被害が予想される10万t以上のため池については、浸水範囲や水深、到達時間等を図示した「ため池下流浸水被害想定区域図」を県が作成し、また、市町が作成する「ため池ハザードマップ」作成の経費についても補助することとしている。(農地整備課)

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 高校教育課、危機管理課、消防防災安全課、医療対策課 )

( 担当課 ; 都市整備課、道路維持課、港湾海岸課、都市計画課 )

要請事項 ( . 国土・住宅政策 1 - ( 2 ) )

電気・ガス・通信・上下水道、学校・病院・道路・橋梁・鉄道・バス・港湾・空港などの施設・設備の耐震補強および老朽化対策を強化し、緊急情報システムを含むライフラインの安心・安全を担保すること。また、行政・教育・医療・介護・生活などの機能を集約した効率的なまちづくり(コンパクトシティ)を推進すること。

( 現状及び対応 )

1 . 県立学校の耐震化については、全国的に見て最下位であり、これをなんとかしたいと、危機意識をもっているが、県立学校施設は生徒等が言うまでもなく一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所となるものであることから、耐震化については、県政の重要かつ喫緊の課題であると認識している。

そのため、昨年度においては、国の地域活性化交付金等を活用して、県立学校の耐震化のために約 4 9 億の予算を確保するとともに、将来的な財政負担の軽減をはかる必要があることから、2 月補正予算において、耐震化事業の財源に充当するための基金を 2 0 億円創設したところである。また、今年度においても、9 月補正で必要な予算を追加で計上するなど、耐震化のスピードアップをはかっているところである。

今後においても、限られた財源を有効に活用しながら、県が当面の目標としている「平成 2 7 年度末の耐震化率 8 0 % 以上」をめざして、全力で取り組んで参りたいと考えている。また、3 月 1 1 日には震災があったが、8 0 % でよしとするのではなく、一日も早い耐震化終了ということをめざし、スピードアップについても今後検討していきたいと考えている。( 高校教育課 )

2 . 県では、災害時の市町等との連絡手段として複数ルートを確保するために衛星系と地上系の防災通信システムを整備するほか、県民への情報提供手段として、県ホームページへの災害情報の掲載や県防災メールによる情報配信などを行っている。

関係設備は建物へ耐震性を確保して固定しており、職員による日常点検や専門業者による年 1 回の精密点検を通じて稼働状況を確認している。また、老朽化等により性能劣化が見られた場合には関係部品を取り替えるなど

の予防保全に努めているところである。

その結果、システムは常に正常な状態で稼働しており、過去の災害においても問題なく機能しているところである。

今後も、システムが安定して稼働するよう適正な維持管理に努めてまいりたい。また、今回の東日本大震災の教訓から、衛星系の通信システムの充実を図ることとしており、地上系に支障が生じた際にも、県民等への情報発信機能などを維持するため、今年度、県災害対策本部の情報拠点となる本庁、地方局、支局の6箇所に衛星インターネットを導入し、インターネットへの接続手段の他ルート化を図ることとしている。(危機管理課)

3. 一般家庭に普及しているLPガスの安全性の確保については、様々な機器が開発されており、例えば、地震が起きたときやガスの異常な流量等を発見すると自動的にガスの供給を停止する安全機能を内蔵したガスメータが普及してきている。また、LPガス容器をつなぐホースで、容器が転倒した場合などにガスが流出しないように防ぐ機能を持つものも開発されている。

県では、愛媛県LPガス協会等関係機関と連携して、LPガス販売店を対象とした講習会などで、これら安全機器の周知を行い、普及啓発に努めているところである。

運用面においても、LPガス容器の転落、転倒防止措置の徹底、期限切れ防止のための計画的交換を指導しているところである。

なお、県内のLPガスなどの高圧ガスを製造している事業所の保安については、高圧ガスのタンク等は、いずれも高圧ガス保安法に規定された耐震設計基準をはじめとした技術上の基準を満たして設置されている。

現在、国が今回の東日本大震災による高圧ガス設備等の被災状況の調査、分析を行っており、今後、この結果を踏まえた新たな耐震設計基準が示されれば、適切に対応してまいりたい。

国においてこのたびの東日本大震災の影響等を調査分析し、具体的な対策についてはこの結果をふまえ打ち出すこととなるが、国の基準の見直しには、一定の時間を要することから、県としては、県内の大規模コンビナート事業所を集めて連絡会議あるいは各事業所を回った巡回指導を通じ耐震性や老朽性の確認、災害発生時の対応など、高圧ガス設備に関して、国の基準見直しを待たず、今できる地震や津波災害に対する追加対策について、自主的に取り組むよう要請したところである。

今後とも、関係市町、関係業界と連携してLPガスをはじめとした高圧ガスの保安の確保に取り組んでまいりたい。(消防防災安全課)

4. 医療機関の耐震整備状況については、県では、各医療機関が病院の耐震改修に主体的に取り組むよう、耐震化の重要性を啓発するとともに、耐震化整備に活用できる各種支援制度を周知するなど、医療施設耐震化の促進に努めてきた。

さらに、大規模な地震等の災害発生時に重要な役割を果たす災害拠点病院・救命救急センター・二次救急医療機関の耐震化を促進するため、国の平



成 2 1 年度補正予算、平成 2 2 年度予備費による医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金を設置して、当該医療機関の耐震化事業に対する助成を行っている。

現在、5 病院を補助対象としているところである。(補助金額約 5 0 億)

東日本大震災を教訓として、更なる耐震化の促進が必要であることから、同基金事業の追加・延長について、国において予算措置がなされるよう平成 2 4 年度重要施策提案・要望事項として挙げ、厚生労働省に要望したところである。(医療対策課)

- 5 . 下水道事業については、県下の 1 7 市町で実施しており、3 9 箇所の下水処理場と約 2 5 0 k m におよぶ重要な下水幹線がある。このうち十分な耐震性を有した施設は、下水処理場では 1 7 箇所 ( 4 3 . 6 % ) 下水幹線では約 4 1 k m ( 1 6 . 3 % ) にとどまっており、下水道施設の耐震化と老朽化対策が喫緊の課題となっている。

現在、事業主体である市町において、順次施設の点検・調査を行い、この調査結果に基づき、耐震対策や管渠の更新を実施している。

県では、各市町に対し、下水道施設の耐震化を促すとともに、「下水道長寿命化計画」の策定など、計画的に施設の改築・更新を進めるよう、助言・働きかけを行っているところである。(都市整備課)

- 6 . 本県では、平成 8 年度に調査を実施し、その結果、県管理道路上に耐震化が必要な橋梁が 4 1 4 橋あり、平成 2 2 年度末までに 2 1 0 橋の耐震化が完了し、耐震化率は 5 1 % となっている。

残る 2 0 4 橋について、一次緊急輸送道路上の橋梁を最優先で整備しているところであり、平成 2 4 年度までに概ね完成させるとともに、その他の橋梁についても計画的に整備できるよう着実に取り組んでいるところである。

また、道路施設の老朽化対策として、施設の適正な維持管理に努めるとともに、橋梁については、平成 1 8 年度から平成 2 2 年度までに全橋梁 2 , 6 8 2 橋の点検と将来の劣化予測を行い、損傷が軽度なうちに適切な修繕を行うための「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、この修繕計画は適切な時期に適切な修繕を行うことにより、道路の老朽化を抑え、道路網の安全性・信頼性の確保に取り組んでいる。(道路維持課)

- 7 . 県では、地震発生後の避難や救援物資・復旧資材等の海上輸送等を円滑に行うため、背後人口や道路状況、その他地理的条件を考慮し、愛媛県地域防災計画において 7 港湾を防災の拠点となる港湾として位置付け、耐震強化岸壁の整備に努めている。

このうち、県管理港湾で新たな整備や診断が必要な東予港・松山港(高浜地区)・宇和島港について、先の 9 月補正により、既存岸壁の耐震診断を行うこととしており、今後は、この診断結果に基に国の補助事業等により、港湾施設の耐震補強対策を計画的に実施していきたいと考えている。

次に、老朽化対策については、今後、老朽化する港湾施設の急速な増大に

対応するため、予防的な修繕及び計画的な更新を行う必要があると考えている。

このため、平成21～26年度までに、港湾施設の長寿命化及び維持管理に係る費用の縮減を図ることを目的として、長寿命化計画の策定を進めているところである。この計画を策定することにより、年度ごとの維持管理費の平準化が図られることから、今後は、策定された長寿命化計画に基づき、計画的に老朽化対策を実施し、港湾施設を長期的に渡って有効的に活用しながら安全性を確保していきたいと考えている。(港湾海岸課)

- 8 . 県では、道路や下水道などの効率的な整備が可能で、安全で住みやすくにぎわきにあふれた「コンパクトなまちづくり」をめざし、市町のまちづくりの上位計画となる都市計画区域マスタープランをそれぞれの各都市で策定している。県においては、このマスタープランに基づき、公共交通機関の利用を念頭においた主要鉄道駅周辺の容積率の見直しなど、まちづくりの主体である市町の取り組みを促し、複合的な高度な土地利用の推進に努めてまいりたい。(都市計画課)

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 建築住宅課 )

**要請事項 ( . 国土・住宅政策 1 - ( 3 ) )**

災害に強いまちづくりを推進するため、「改正耐震改修促進法」( 2006 年 ) において、「2015 年度までに建築物の耐震化率を少なくとも 90% に引き上げる」とした目標達成に向け、実効ある耐震改修促進計画を策定すること。

**( 現状及び対応 )**

県では、平成 18 年 1 月に改正施行された「耐震改修促進法」を受け、従来の計画を廃止し、平成 19 年 3 月に新たに「愛媛県耐震改修促進計画」を策定しており、県内すべての市町においても、平成 20 年 3 月末までに同様な計画を策定済みである。

同計画に基づき、愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会を組織して、市町や建築関係団体とも連携して耐震診断・改修の普及・啓発や助成事業など様々な施策を実施してきている。

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 建築住宅課 )

**要請事項 ( . 国土・住宅政策 1 - ( 4 ) )**

木造住宅耐震診断補助事業および耐震改修等補助事業について、「耐震診断補助額の引き上げ」「耐震改修補助金制度の全市町での実施」の具体化に関して、愛媛県と各市町村の連携により拡充すること。

**( 現状及び対応 )**

県では、愛媛県耐震改修促進計画に基づき、市町や建築関係団体とも連携して、住宅の耐震化を促進するため様々な施策を実施してきている。

耐震診断については、住宅所有者が少ない金額で信頼できる耐震診断が受けられるよう診断技術者の養成や診断の第三者評価の環境整備に努めて、20市町全てで円滑な補助制度の運営ができているところである。

耐震改修については、市町が実施する耐震改修補助制度に対して県も費用負担する「木造住宅耐震化促進事業」を平成23年6月補正で立ち上げたところである。

このことにより、現在14市町で補助制度が創設されており、遅くとも平成24年度からは、全市町において県民が補助制度を利用できるようになってきている。

要請事項 ( . 食料・農林水産・消費者政策 1 - ( 1 ) )

地域の食料自給や地産地消の取り組みについて目標を設定し、地域の食料自給力を強化すること。そのため、フードマイレージの普及や地域産農産物の消費拡大について啓発等の施策を推進すること。

( 現状及び対応 )

を対 国全体としての食糧自給力の強化は、我が国にとり非常に重要である

国全体としての食糧自給力の強化は、我が国にとり非常に重要であると考えており、県としても生産面(担い手育成など)の向上や販売力の強化などの両面から様々な施策を講じているところであるが、地域レベルにおける食糧自給や地産地消の目標については、地域の特性を活かした適地適作の生産体系が取られていること、米や柑橘類のように生産調整が行われる農産物等があること、近年農林水産物の流通経路が、細分化かつ広域化していることなどから、地域ごとの把握や比較が困難であると考えているので目標は設定していない。

なお県では、地産地消推進のため、毎月第4金・土・日曜日の「地産地消の日」の設定や、地産地消「愛」あるサポーター交流促進商談会、産直施設の連携イベント等により、地産地消の機運醸成はもちろん、生産者と消費者との連携や地元産品の提供の場づくり等に取り組んでいる。また、毎月1月には「えひめの食材を活用した学校給食週間」を設定するなど、食育の推進や学校給食等公的機関における地場産物の利用促進を働きかけているところである。

今年度は、これらの取り組みに加え、10月末からは大街道、銀天街など中心市街地のカフェやレストランにおいて、「愛あるキッチン」として、県内各地の農産物・特産品をメニュー化し、県産農産物を認識していただく取り組みを始めるので、ご利用していただけたらと考えている。

今後とも、こうした各種PR事業を効果的に展開することにより、地産地消意識をさらに浸透させ、フードマイレージ普及にも結び付けていくので、今後ともご理解・ご支援をいただきたい。

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 薬務衛生課 )

要請事項 ( . 食料・農林水産・消費者政策 1 - ( 2 ) )

食の安全確保に向けて、保健所における食品衛生業務を拡充し、食品に関する苦情相談や製造・流通等への監視を強化することにより、食品の安全性の向上をはかること。

( 現状及び対応 )

県では、毎年度「食品衛生監視指導計画」を策定し、この計画に基づいて 5 保健所に設置している食品衛生監視機動班が効率的に製造・加工施設等の監視指導を実施しており、流通食品についても安全衛生を確保するため、食品中の添加物検査や乳食品の残留農薬検査を実施している。

また、「愛媛県食の安全安心推進条例」に基づく食品関係業者からの自主回収する際に報告することを義務付けた「自主回収報告制度」も円滑に運用されているほか、自主的に高度な衛生管理を行っている施設を認証する「愛媛県食品自主衛生管理認証制度（愛媛県 HACCP 制度）」もこれまでに 5 社 8 0 施設が認証されるなど自主衛生管理の広がりが見られる。

なお、今回、東・中・南予の 3 保健所に食品中の放射性物資を測定する簡易検査機器を配備するとともに、衛生環境研究所に精密検査用の機器を整備し、県外流通食品のこれからの検査機器を有効活用し、放射能物質に係る流通食品の監視指導を図ることとしている。

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 県民生活課 )

要請事項 ( . 食料・農林水産・消費者政策 2 - ( 1 ) )

地方における消費者行政の強化・充実をはかるため消費者相談窓口を常設するとともに、多様な主体の参加による「(仮)地方消費者行政推進会議」を設置し消費者行政を推進すること。

( 現状及び対応 )

県消費生活センターでは、国の交付金を原資として造成した消費者行政活性化基金の活用により、平成 21 年 4 月から消費生活相談員を 6 名から 9 名に増員し、同年 7 月から相談時間を午後 4 時から午後 7 時まで 3 時間延長して消費者の利便性向上のニーズに応えている。

また、市町に働きかけを行ってきた結果、基金造成段階の平成 20 年度においては 7 市町にとどまっていた専門相談員配置市町が、現在は 19 市町にまで拡充されたほか、市町における相談体制も着実に進められていると認識している。

多様な主体の参加については、消費者団体と啓発講座を協同で行ったり、消費者団体からの提案事業を実施するなど、日頃から情報交換を行っているほか、消費者代表・事業者代表・学識経験者等で構成される消費生活審議会において、様々な立場からのご意見を頂き、施策に反映させているところである。

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 県民生活課 )

**要請事項 ( . 食料・農林水産・消費者政策 2 - ( 2 ) )**

消費者団体・事業者団体・専門家等と連携し、学校や地域、職域などにおいて消費生活に係わる情報提供を行うとともに、知識やスキルの普及を促進するための消費者教育の充実を推進すること。

**( 現状及び対応 )**

学校、地域、職域等における消費生活に係わる情報提供としては、従来から、主に高校生や高齢者を対象とする「出前講座」を県下各地で実施しているほか、愛媛大学との連携協定による大学生と一般消費者を対象とした15回連続講座の「消費生活講座」を実施している。

さらに、平成21年度からは、NPO法人として協同して「消費生活問題リーダー養成講座」「一般向け啓発講座」の実施、各地で消費者問題に関する啓発活動を行う市民講師の養成講座の開催、学校において成長段階に応じた消費者教育を推進するために、教職員を対象にしたセミナーを開催し、消費者教育における具体的な指導方法や教材の活用方法等について習得できる機会の提供等の事業を新たに実施している。

このような各種啓発事業を実施するにあたっては、NPO法人と協同で事業を実施したり、事業者団体においては、日本貸金業協会、日本クレジット協会、生命保険文化センター等から講師を派遣してもらうなど各種団体と連携して、効率的・効果的に実施している。

今後とも各種団体と連携しながら、消費者教育の充実・強化に努め、消費者の自立支援を図りたい。



[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 県民生活課 )

**要請事項 ( . 食料・農林水産・消費者政策 2 - ( 3 ) )**

社会問題化している架空請求・不当請求・悪質訪問契約および振り込め詐欺を防ぐため、新たな手口や形態を迅速に把握して消費者の啓発に努めること。

**( 現状及び対応 )**

最近、未公開株など、「上場間近、値上がり確実」などと金融商品取引業者ではない業者から勧誘され、購入したものの「いまだに上場しない、業者に連絡がつかない」といったトラブルや公的機関からの電話を装い、「医療費の還付がある」などとうその情報をいい、消費者をだましてお金を振り込ませようとする振り込め詐欺の相談がいくつかでている。

県消費者生活センターにおいては、受け付けた消費生活に関する相談情報を集約・分析のうえ、県・市町の広報紙や新聞・雑誌等のマスメディアに掲載する原稿を定期的に提供したり、ホームページへ随時掲載して、被害情報が急増しているものや新たな手口等の情報を迅速に県民の方々に提供している。

今後とも、県と市町の相談窓口の連携を図りながら、相談情報の中から消費者に周知すべき情報を迅速に抽出し、多様な方法により消費者に情報提供を行うことで消費者被害の防止に努めてまいりたい。

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 税務課 )

**要請事項 ( . 行財政改革 1 - ( 1 ) )**

社会保障・税共通の番号制度の導入など、納税環境整備の法改正の動きを踏まえ、税務行政体制の整備や担当職員の養成等をはかること。

**( 現状及び対応 )**

税制については、毎年度改正が行われており、都道府県の税務職員には、常に都道府県税関係の改正内容を把握し、遅滞なく的確に改正内容に対応することが求められている。

このため、本県においても、毎年度税制改正に伴う法令・条例等の改正内容を通知等により本庁・地方局の税務職員に周知するとともに、会議・研修において税制改正の内容等について最新の税務知識が習得できるよう努めている。

今後、社会保障・税番号制度の導入や税制抜本改革など、税制が大きく変わっていくことが見込まれることから要請の内容を踏まえ、引き続き適切に税制改正に対応できるよう、体制の整備や職員の養成に努力してまいりたい。

**要請事項 ( . 行財政改革 1 - ( 2 ) )**

税制改正の内容について、住民や企業への周知・広報活動を行うこと。特に、東日本大震災に関する臨時特例措置の内容などについて、他の支援措置とあわせわかりやすく網羅的に解説したホームページや広報誌をつくること。

**( 現状及び対応 )**

地方税の税制改正については、総務省のホームページの地方税制度のページにおいて改正内容が掲載されている。

県では、改正内容により特に個別に県民への周知が必要と思われるものや県独自の改正については、県ホームページの税務課のページへの掲載や、広報誌への掲載、チラシの作成などにより周知に努めている。

また、税制改正内容を反映した毎年度の県税の概要については、県税のしおりの冊子を作成するほか、ホームページで周知をしているところである。

一方、東日本大震災に関する特例措置については、県広報誌でお知らせするとともに、県ホームページの被災地支援本部の税務課のページに措置の概要、問い合わせを掲載している。

今後も、要請や国の通知等を踏まえ、税制についての周知、的確な情報提供に努めてまいりたい。

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 企業立地推進室、産業創出課、地域政策課 )

**要請事項 ( . 行財政改革 2 - ( 1 ) )**

地域にある資源の見直しや産業の掘り起しを行い、中核となる地場産業等の企業群を定め、地域の多様な主体との連携をはかり、関連企業・大学の誘致・育成を進めること。また、企業を支援する際は、対象企業が雇用環境の改善や地域社会に貢献することを条件に加えること。

**( 現状及び対応 )**

1 . 県では、地域の特性や強みをいかした企業立地の促進等を通じて地域産業の活性化を図ることを目的とした企業立地促進法に基づき、平成 2 0 年 2 月に、四国中央地域、新居浜・西条地域、今治・西条・上島地域、中予地域及び南予地域の 5 つの地域ごとに企業立地の目標等を定めた基本計画を策定している。

この基本計画においては、各地域の主要産業を核とした集積対象業種を定め、同法に基づき設置した愛媛県地域産業活性化協議会の構成員である市町や金融機関等と連携しながら、税制優遇措置や日本政策金融公庫による超低利融資等をインセンティブとして、これら集積対象業種の立地促進を図っているところであり、今後も引き続き、粘り強く企業誘致の推進に努めてまいりたい。

また、立地企業に対する支援については、雇用者数や正社員比率などの雇用の質及び地元企業への波及効果などを勘案して支援の可否を決定するとともに、誘致企業と立地協定を締結に当たっては、可能な限り地元住民の優先採用や地域社会との協調、融和に努めていることを当該企業に求めているところである。( 企業立地推進室 )

2 . 県では、平成 1 9 年度に「えひめ中小企業応援ファンド」を造成し、担当のコーディネーターを配置して地域資源を活かした創業や新たなビジネス展開を支援するとともに、ビジネスニーズの発掘・指導等を実施している。

また、「創業経営基盤強化総合支援事業」において、テクノプラザ愛媛にプロジェクトマネージャー等を設置して、創業や経営改革に係る相談窓口を設け、新事業の創出、経営基盤強化に努めているところである。

さらに県では、「テクノプラザ愛媛」、「愛媛県産業情報センター」内に創業準備室やインキュベーション・ルームを設け、新規創業者や研究開発型企业等

を入居させて、総合的な支援を行っている。(産業創出課)

3. 本県では、国立愛媛大学、県立医療技術大学のほか、松山大学等の私立大学・私立短期大学がある。

このうち、愛媛大学においては、平成20年4月に「南予水産研究センター」(愛南町)平成21年4月に「紙産業特別コース」、本年4月には「森林環境管理特別コース」、「知的植物工場基盤技術センター」及び「植物工場実証・展示・研修センター」が相次いで設けられるなど、本県の産業特性に対応した教育・研究機能の拡充がなされている。

また、県では、大学立地とそれに伴う関連産業の集積等による地域活性化を図るため、獣医師養成系大学の誘致をめざし、大学新設に係わる規制の緩和等を国に強く求めているところである。

少子化が進む中において大学新設は難しい状況もあるが、今後とも、若者の定住促進や産業振興を図る観点から、様々な視点で大学誘致の可能性を探ってまいるとともに既設の大学についても拡充を進めていきたいと考えている。(地域政策課)

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 労政雇用課、産業創出課、高校教育課 )

**要請事項 ( . 行財政改革 2 - ( 2 ) )**

現場力を担う技術・技能人材の育成・継承の支援とともに、インターンシップ単位として認める制度を普及させるなど、地域企業と連携した高校などにおける職業人としてのカリキュラム強化を行い、勤労観の確立につなげるよう努めること。

**( 現状及び対応 )**

1 . 県では、技術・技能の継承と発展を図るため県下に 4 校あるが、県立高等技術専門学校において、地元産業界の求人動向や人材ニーズに対応した訓練科目を設け、ものづくり人材の育成等を目的とした職業訓練を実施することとしている。また、企業の要望に応じて、企業在職者を対象とした資格取得や技能向上をはかるための在職者訓練を行うことなどにより、地場産業を担う人材を育成している。

また、企業自らが行う人材育成に対する支援として、機械鉄工・建設・造船等のものづくり産業に係わる中小企業が行う職業訓練や若年技能者の技能五輪等への派遣費用を助成するとともに、若年技能者の確保・育成を図るため、県内企業や工業高校等への愛媛マイスター等の熟練技能者を派遣して、企業内の若年技能者や高校生の技能検定受検の奨励等に取り組んでいる。

今後、本年 10 月に策定したえひめ産業人材力強化戦略( 第 9 次愛媛県職業能力開発計画 ) に基づき、ステージ 1【人をはぐくむ】における技能継承施策等を実施し、技術・技能人材の育成・継承を支援するとともに、勤労観の醸成に努めてまいりたい。( 労政雇用課 )

2 . 産業技術研究所では、企業や団体からの要請に応じて技術者を受け入れ、約数週間から数ヶ月の間の研修を実施するとともに、企業からの技術相談や機器使用の対応を含め、企業の技術力の向上に向け支援を行っているところである。

また、平成 22 年 4 月に紙産業技術センターの一部を無償提供して設置した愛媛大学紙産業特別コースには、現在 10 名が在籍しており、その運営に積極的に協力することにより、高度な紙産業技術の習得や新商品の開発から新規市場の開拓までマーケティングやマネジメント力の習得により、紙産

業界全体の発展を担う「技術と経営のマネージャー」の養成を支援しているところである。(産業創出課)

- 3 県立高校では、企業見学やインターンシップなどの体験的な学習を通じて、働くことの意義や楽しさを味あわせ、若者の勤労観の育成や地域産業に対する理解の促進に在学中から取り組んでいるところである。

高校教育課では、平成22年度から、工業科設置以外の全ての県立高校を対象として、「高校生職業人育成推進事業」を実施し、職業学科において、3年間の教育プログラムの充実・改善及び即戦力となる職業人の育成を行うほか、普通科においては、インターンシップや大学訪問等の体験的な学習の機会を充実し、大学、短大、専門学校など、上級学校卒業後の進路を見据えたキャリア教育に、高校の時期から取り組んでいるところである。

また、平成23年度から新規に、工業科設置高校6校を対象とし、「高校生地域産業担い手育成事業」を実施し、企業ニーズの把握に努めるとともに、企業ニーズを踏まえた実践的な取り組みとして、地域を代表する地場産業の見学、地場産業の技術者の方々や、技能者の方々を講師とした「匠の技教室」、長期にわたる企業実習などに取り組み、地域産業に対する理解の促進や勤労観・職業観の育成を図っているところである。

なお、インターンシップについては、各学校が生徒や地域の実態に応じて、総合的な学習の時間、あるいは専門教科の中の課題研究や実習という科目の中で、単位を伴う教育課程に位置付けて、積極的に取り組んでおり、平成22年度は56校中47校、83.9%で、5,818人の高校生が実施したところである。

今後とも、要請を踏まえ、地域産業界、関係団体、各学校等と連携を図り、労働組合の皆さんのご協力も頂きながら、企業で活躍できる職業人の育成に努めてまいります。(高校教育課)

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 国際交流課 )

**要請事項 ( . 行財政改革 2 - ( 3 ) )**

観光案内所の増設、交通機関等での多言語表記、I C Tを活用した多言語情報の提供等ハード面の整備を進めるとともに、通訳案内士の育成等多言語人材の育成を推進するなど観光産業の活性化をはかること。

**( 現状及び対応 )**

県では、本年 3 月策定した愛媛県観光振興基本計画において、国際観光の推進を重要なテーマとして掲げ、ソウル便、上海便が就航し、経済成長の著しい東アジアをターゲットとした交流推進に努めている。

その中で、多言語による受け入れ環境の整備は非常に重要であると考えており、県の観光協会、松山商工会議所、道後温泉の旅館組合等とも連携して、英語・韓国語・中国語に対する外国語によるおもてなし研修を実施するなど、観光関連従事者に対する語学教育の支援などに努めている。

今後とも、ハード・ソフト面で受け入れ環境の整備を進めることが、本県の国際観光振興の上で重要であると考えており、海外から多くの観光客に来ていただき、地域活性化や国際交流の推進が図れるよう国や各市町または各関係団体と連携しながら、環境整備に努めてまいりたい。



要請事項 ( . 行財政改革 3 - ( 1 ) )

障がいのある人がより投票しやすくするため、投票所案内はがきや投票用紙などの点字化、投票所のバリアフリー化、投票所への移動の保障を行うこと。

( 現状及び対応 )

県では、投票時に視覚障がい者が投票用紙の種類を判別できるよう、平成19年の参議院通常選挙から、点字投票用紙に選挙の種類を表示する点字シールを貼付している。また、本年参議院選挙後の愛媛県議会議員選挙においては、視覚障がい向けの音声・点字版選挙公報を発行するなど、障がいのある有権者に対する対応を行っている。

また、市町選挙管理委員会に対しては、投票所のバリアフリー化など投票環境の向上を図るよう通知しており、車イス用の投票記載台の整備や投票所の段差がある場合のスロープの設置及び人的介護の体制整備など、障がい者や高齢者の視点に立って必要な措置を講ずるよう助言しているところである。

さらに、中山間の地域など、投票所への移動が困難な有権者の投票機会の確保として、中山間地域等における高齢者等、投票所への移動が困難な有権者に対し、投票日当日にいわゆる巡回バスを運行するまたは地区内に投票所を設置するなど、選挙人の投票機会の確保について十分配慮するよう、市町選挙管理委員会に通知を行っている。

投票に関する事務については、その多くを市町の選挙管理委員会が担っていることから、今後も、円滑な投票事務が行われるよう、適切な助言を行ってまいりたい。

要請事項 ( . 行財政改革 3 - ( 2 ) )

不正・トラブル防止、機器選定の公平性・透明性、政党・候補者名の画面表示の公平性を確保しつつ、電子投票制度の導入をはかること。

( 現状及び対応 )

電子投票については、開票の迅速性、正確性(無効票の解消)などを理由に導入が検討され、平成14年2月1日には、いわゆる「電子投票特例法」が施行された。平成14年の岡山県新見市で行われた選挙をスタートに、これまで全国の10団体で延べ15回の選挙が実施されている。

対象となる選挙は、地方公共団体の議会議員又は首長の選挙に限られており、国政選挙は対象外となっている。しかしながら、平成15年3月の岐阜県可児市で実施された電子投票について、トラブルが発生し、最高裁まで争った結果、選挙無効となり、再選挙が行われ、また、近年では財政難を理由として電子投票を廃止する自治体(広島県安芸区)も現れている。

平成22年10月に総務省が行った調査によると、県内で、電子投票採用に向けた具体的な検討を行っている自治体はない。その主な理由としては、導入経費、機器の信頼性、国政選挙に導入されていないことなどが挙げられている。

県としては、国政選挙への導入等の法改正の動向や、他県での実施状況等の情報収集に努めるとともに、市町に対しても適切な情報を提供し、引き続き導入の可能性について検討してまいりたい。

[ 別紙様式 ]

( 担当課 ; 市町振興課 )

**要請事項 ( . 行財政改革 3 - ( 3 ) )**

期日前投票制度の周知徹底と住民が投票しやすい仕組みとして、身近な投票所の拡充をはかること。( 流通・銀行等 )

**( 現状及び対応 )**

期日前投票制度(平成15年12月1日施行)は、平成16年参議院通常選挙から導入されており、県では、期日前投票の制度や投票できる期間等を周知するためのパンフレットを作成・配布しているほか、市町選挙管理委員会とも協力して有権者への周知に努めているところである。

最近の県選挙管理委員会が執行する選挙では、全投票数に占める期日前投票数の割合がおよそ25%に達するなど、制度としてはかなり定着してきていると考えており、その重要度も増してきているところである。

ご要望のあった身近な投票所については、投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び整備を有し、投票所の秩序を適切に保持することができる場合には、駅校内やショッピングセンター等、頻繁に人の往来がある施設においても設置することが可能であるため、当該施設への設置を十分検討し、積極的に設置するよう、市町選挙管理委員会に通知しているところである。

なお、近年実施されている事例では、松山市がショッピングセンター1箇所、百貨店2箇所の計3箇所において期日前投票所を設けており、同市の期日前投票総数の約4割がこれらの施設で行われているなど、人の動きが多く、の都市部においては有効な方法の一つだと考えられる。

今後も、各市町選挙管理委員会が、それぞれの実情に合わせ有権者にとって最も利便性の高い方法を採用するよう、適切な助言を行ってまいりたい。